平成２９年（フ）第１４１号
静岡県浜松市南区遠州浜４丁目22番14号
債務者　牧澤　末子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
熊本県上天草市松島町合津4276番地679　松田アパート
債務者　金子由起子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月７日午後１時10分
熊本地方裁判所天草支部

平成２９年（フ）第１０４７号
神奈川県藤沢市辻堂元町２丁目２番３号　ＳＳ天寿201号室
債務者　坂本　憲幸
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０５６号
神奈川県大和市深見西７丁目３番33号　メゾン　シフォン103
債務者　山内　一成
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８６４号
横浜市西区平沼１丁目１番15―604号
債務者　菅野さおり
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０５８号
神奈川県藤沢市片瀬海岸３丁目13番３号　江の島ラッフルズ201
債務者　吉川　浩史
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８３６号
神奈川県鎌倉市津西１丁目28番14号
債務者　川島　俊子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５０号
沖縄県宜野湾市字我如古418番地　新垣アパートＢ―202号
債務者　島田　　香
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第３６号
栃木県栃木市岩舟町畳岡669番地４、従前の住所栃木県栃木市岩舟町静820番地１　シティハイツ砂川Ａ102
債務者　川又　　明
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第３７号
栃木県栃木市岩舟町畳岡669番地４、従前の住所栃木県栃木市岩舟町静820番地１　シティハイツ砂川Ａ102
債務者　川又　真弓
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２２０号
群馬県高崎市金古町236番地１　Ｃａｒａ201号
破産者　土谷　明映
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２４９号
群馬県甘楽郡甘楽町大字小川499番地　佐藤アパートＢ棟
破産者　福田　　勝
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第５１号
相模原市南区相模大野６丁目16番８号　メゾンコシジ203号
破産者　柏　　圭三
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第８９号
北九州市小倉南区徳吉西１丁目３番５―102号
破産者　長濱　直子
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４１４号
鹿児島県鹿児島市山田町2510―６　ウッドハイム202、住民票上の住所鹿児島県いちき串木野市北浜町27番地
破産者　安田　将彦
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第６５号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目13番２号　サリアⅠ　101号
破産者　富山　博文
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係